

家を建てる・買う

建物を建築するときの手続き

問 建設課

☎ 62-6410

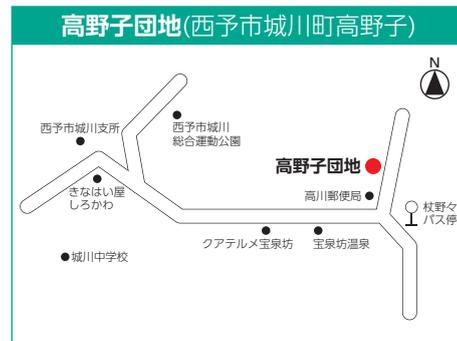
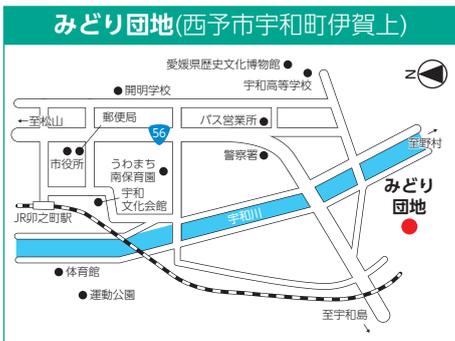
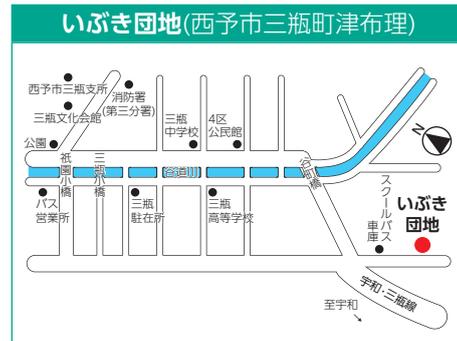
新築・改築・増築などをするときは、工事に着手する前に建築確認申請書などを県または民間確認検査機関へ提出してください。

宅地分譲

問 西予市土地開発公社(監理用地課内)

☎ 62-6494

購入申し込みを随時受け付けています。詳しくはお問い合わせください。



住まい

家を建てる・買う

木造住宅を建築・購入するときの補助金

市産材を使用して木造住宅の建設を行う場合、上限50万円を補助。市の予算内での交付です。

補助対象▶

自ら居住するため、市内に建設または購入する場合

補助対象住宅▶

次の事項全てに該当するもの

- 市産材(市内で伐採された木材を市内の製材工場で加工した製材)を70%以上使用して建設する(された)木造住宅

※ただし、主要部材の桁および梁に市産木材以外のアカマツまたはクロマツを使用する場合は、60%以上

- 床面積が50㎡以上の木造住宅
- 住宅の構造を支える主要部材に木造を用いた在来工法(軸組工法)で建設の木造住宅

- 市内に事務所がある施工業者で建設の木造住宅

補助金額▶

木造住宅に使用する市産材の材積1㎡に対して、1万2,000円を乗じて算出した金額(千円未満切り捨て)を交付。上限は50万円。

問 林業課

☎ 62-6493

勤労者へ住宅建設資金の貸付

市内の勤労者へ住宅建設資金の貸付があります。

対象▶

- 満20歳以上60歳未満の市内に居住している勤労者で、同一事業所に原則1年以上勤務している人
- 税金を完納し、前年の所得が200万円以上1,000万円未満で、返済能力があると認められる人です。(融資枠には限りがあります)

資金使途	住宅関連資金(新築、増築または改修および住宅用地購入)
融資限度額	1,500万円
償還期間	20年
融資利率	●固定金利選択型…融資実行時点の店頭金利より-0.05%~0.10%優遇 ●変動金利…「ろうきん住宅ローン」融資実行時点の店頭金利-0.10%

※保証料別途 0.12%~0.36%

問 経済振興課
四国労働金庫 八幡浜支店

☎ 62-6408
☎ 0894-22-1292

公営住宅

問 建設課

☎ 62-6410

公営住宅、特定公共賃貸住宅、市単独住宅があります。

申し込み▶

年1回(募集開始:6月中旬、抽選会:7月下旬頃)、募集締め切り後も随時申し込みできますが、抽選会で決定した案内順位後になります。

入居資格▶

- 地方税を滞納していない人
- 同居し、または同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人、その他婚姻の予約者を含む)があること
※特に必要と認めるときは、この限りではありません
- 申し込む世帯の総所得が、基準額を超えていないこと
- 住宅に困窮していることが明らかでない人

- 申し込む世帯全員が暴力団員でないこと
- ※ 特定公共賃貸住宅、市単独住宅は、入居資格が異なります。詳細は、お問い合わせください

申し込みに必要なもの

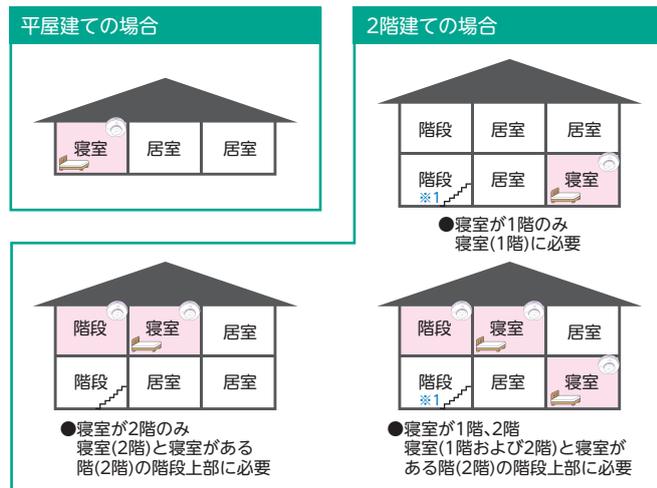
- 入居申込書
- 印鑑
- 住民票(世帯全員分)
- 所得・課税証明書(世帯全員分)
- 未納がない証明書または納税証明書過去5年分
- その他(婚約を証明できる書類、障がい者手帳などの写し、離職証明書、失業保険受給証明書または生活保護受給証明書など)

設備

住宅用火災警報器

全ての住宅に住宅用火災警報器を設置する義務があります。住宅用火災警報器は、火災が発生した場合、煙や熱を感知し、音や音声で知らせてくれます。

設置箇所▶



出典:総務省消防庁HP / 一部を加工して作成

10年を目安に交換を

古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に新しいものに交換しましょう。

問 消防署 ☎ 62-0119

木質ペレットの購入に補助金

市産材を活用した木質ペレットを家庭や事業所内で使用する場合、購入費用を補助します。

対象▶

- 市内に住所がある人
- 市内に事務所・事業所を持つ個人または法人

補助金額▶

市産木質ペレットの購入に要した経費(消費税および地方消費税相当額を含まない)の2分の1以内(千円未満切り捨て)

※事前に、申請書の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください



問 林業課 ☎ 62-6493



住まい
公営住宅・設備

〈 広告 〉

人と環境にやさしい暖かさ ペレットストーブ西予株式会社 せいよ3R

新築 リフォーム

● 営業内容

- ・ 建築工事(設計・施工)一式
- ・ 一級建築士設計事務所
- ・ 土木工事一式
- ・ 木造住宅耐震(診断・設計・改修)
- ・ 耐震工事(ピタコラム工法)
- ・ ペレットストーブ、燃料販売
- ・ TOYO fire加盟店

株式会社 だいわ

野村町野村14-309-2
TEL 0894-72-2428

詳しくは
ペレット だいわ

西予市の市外局番は0894です

空き家をきちんと管理しましょう

日常的に使用・管理されていない建物は、居住中の建物と比べて傷みやすいといわれています。換気がほとんどされないことから湿気が内側にこもり、木材部分を腐らせるなど老朽化が進みます。

空き家の放置がトラブルの原因に

倒壊・破損のトラブル

- 地震や台風で瓦が飛んで、他の建物を傷めたり、人にけがをさせたりする
※建物の保存に問題があり、他人に損害を与えた場合、損害賠償責任を負うことになります。庭木や生け垣が原因で発生した事故も損害賠償責任を問われることがあります。



不審火などの火災

- 放火などのターゲットとして狙われやすい



防犯や防災上のトラブル

- 空き家に侵入した不審者による放火や犯罪の温床となる
- 地震発生時に倒壊し、避難経路を塞いだり、火災を広げたりして二次災害を招く



景観、衛生上のトラブル

- 草が生い茂ってハチが巣を作ったり、野生動物がすみついたりする
- ごみなどが不法投棄され、ハエや蚊を繁殖させ苦情が出る



倒壊などの危険や衛生上の問題があったり、景観を損ねていたりする空き家は、特定空家として認定される恐れがあります

特定空家には、強制的に次のような措置をとります

①助言と指導

改善するよう猶予期限を設けて指導します。

②勧告

空き家の放置を続け、改善勧告を受けた場合は、固定資産税特例措置の対象外になります。特例措置から外れると、宅地に対しての固定資産税が増額されます。

③命令

勧告しても改善がない場合は、猶予期限を設けて命令を出します。

④代執行

命令後、期限までに改善されない場合は、代執行を行い強制対処します。かかる費用は所有者の負担です。手数料や請負代金、補償料などが含まれ多額の金額が請求されます。

空き家の有効活用

都市部から地方へ移住を希望する人は、今後も増加が見込まれていますが、移住したいと思っていても住居がないと踏み切れません。住居を必要としている人に住んでもらうことで、空き家を有効活用しませんか。空き家の期間を短くすることで、老朽化を防ぎ、高い価値での取り引きにつながります。

空き家の登録制度

賃貸や売買を希望する空き家があれば、物件情報を市に提供してください。市ホームページなどへ掲載し、情報発信します。

登録の流れ▶

- ①まちづくり推進課へ申請書を提出

- ②物件確認・査定
所有者(代理人)・不動産業者・市職員の3者で物件確認します。

- ③登録完了
市ホームページに掲載。登録は3年間で、再度申し込み可

危険空家除却の補助・空き家利活用の支援があります。詳しくは、お問い合わせください。

登録に関すること まちづくり推進課 ☎ 62-6403

問 除去に関すること 建設課 ☎ 62-6410
(10mを超える建築物を解体する場合は、除却届の提出が必要です)

